

令和5年 第4回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和5年3月2日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和5年3月2日

東京都教育委員会第4回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第12号議案

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則の制定について

第13号議案

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正について

第14号議案

令和4年度東京都指定文化財の指定について

第15号議案

令和5年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

第16号議案

東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する有識者の委嘱について

第17号議案から第25号議案まで

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

（1）中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）における音声データの提供について

教 育 長	浜 佳 葉 子
委 員	山 口 香
委 員	秋 山 千 枝 子 (欠 席)
委 員	北 村 友 人
委 員	新 井 紀 子
委 員	宮 原 京 子 (オンライン)

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	浜 佳 葉 子
次長	福 崎 宏 志
教育監	藤 井 大 輔
総務部長	田 中 愛 子
都立学校教育部長	村 西 紀 章
地域教育支援部長	岩 野 恵 子
指導部長	小 寺 康 裕
人事部長	吉 村 美 貴 子
教育政策担当部長	秋 田 一 樹
特別支援教育推進担当部長	落 合 真 人
指導推進担当部長	瀧 沢 佳 宏
(書 記) 総務部教育政策課長	軽 部 智 之

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和5年第4回定例会を開会いたします。

本日は、秋山委員から、所用により御欠席との届出を頂いています。また、宮原委員はオンラインで御参加です。

本日は、朝日新聞社ほか7社からの取材と、2名の傍聴の申込みがございました。また、朝日新聞社ほか6社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございましょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可いたします。入場してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用し、換気を良くするため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴の皆様方もマスクの着用など、感染拡大防止に御協力いただきますようお願い申し上げます。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、山口委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 2月2日の令和5年第2回定例会議事録につきましては、既に御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——では、2月2日の令和5年第2回定例会議事録については御承認を頂きました。

2月16日の令和5年第3回定例会議事録をお配りしていますので、御覧いただきまして、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第16号議案から第25号議案までにつきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

議 案

第12号議案

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 それでは、第12号議案「東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 それでは私から、第12号議案、東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則の制定について説明をいたします。

恐れ入ります。まず資料の2枚目、参考資料を御覧ください。

左側に現状の組織が書いてありまして、右側に組織体制の見直し案の手法を示しています。来年度から支援センターの施設関連業務を東京学校支援機構に委託してワンストップ化すること及びセンターの設立以降、教育ニーズや学校業務を取り巻く課題も大きく変化してきていることから、この機に組織体制を見直し、機能強化を図ることといたしました。これまで東部・中部・西部の3センターにそれぞれ所長を置き、学校支援を行っていましたが、所長を一人にして、指揮系統の一元化を図り、所長がセンター全体を統括することで意思決定の迅速化、統一化を進めてまいります。また、

経営支援に特化した学校経営支援担当部長を各センターに新たに設置しまして、教職員の人事異動、人事考課、危機管理、教育課程の編成等につきまして、学校現場に即した機動的できめ細かな支援体制を構築してまいります。本議案は、この組織体制の見直しに伴い、学校経営支援センター処務規則の一部を改正するためのものとなります。

改正内容についてですが、資料の1枚目を御覧ください。今申し上げましたとおり、施設関連業務を東京学校支援機構に委託してワンストップ化をするため、現在、学校の窓口となっている経営支援室から施設関連業務がなくなることから、該当の規定を削除いたします。（2）新たに学校経営支援担当部長を設置することに伴い、その職、職責及び決定対象事案を規定いたします。学校経営支援担当部長の設置に伴い、経営支援室長や支所長等、関連する他の職の職責や決定対象事案等に変更が生じるため、これを規定いたします。（3）来年度から工業高校が工科高校に名称変更することに伴い、別表の第1で定める管轄する都立学校のうち、工業高校の名称変更について規定をいたします。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見等ありましたらお願いいたします。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 指揮系統を一元化して、しっかりとした体制を作るというのはよいことかなと思いますが、同時にそれぞれのセンターの地域の異なる事情に、新たに担当部長になられる方々が、これまでの所長の代わりにしっかりと地域の実情に即した対応を取っていただくための一定の責任と任務を果たしていただくことが必要かと思っておりますので、そのところは是非しっかりと、一元化しつつもきちんと個別の事情に応じた形にしていいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。ほかに御質問・御意見等ございませんようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。

—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきましては原案のとおり承認いただきました。

第13号議案

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正について

【教育長】 次に第13号議案「東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正について」の説明を、特別支援教育推進担当部長、お願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 第13号議案、東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正について説明をさせていただきます。

まず1の改正理由ですが、令和5年度より特別支援学校高等部の授業料につきまして、現金納付に加え口座振替による納付を可能とするに当たりまして、必要な改正を行うものです。

2の改正内容ですが、現行規定では、特別支援学校高等部の授業料について、新入生の4月分の納付期限が4月25日とされていますが、口座振替を行うための手続に要する時間を考慮し、当該の期限を6月の末日、これは現行規定の高等学校授業料の納付期限と同日ですが、その改正を行うものです。

その他の納付期限や休学、留学や転退学の場合の規定について所要の改正を行います。

3の施行期日ですが、令和5年4月1日からです。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見等ありましたらお願いいたします。

新井委員、お願いいたします。

【新井委員】 本件は、都立高校の授業料及び特別支援学校等の修学旅行であるとか、ほかのものに関しては既に口座振替による納付が可能になっていたにもかかわらず、特別支援学校高等部の授業料のみについて現金納付をこれまで長く義務付けており、そのことが長く見直されなかったことについて、遺憾に思います。

やはり都立高校と特別支援学校に関して、保護者あるいは生徒にとって、どのような機会も平等になるように常に配慮し、このような遅れた改正が行われないように、次回からは重々注意をしていただきたいと思いますと思っています。

【教育長】 ほかにこういうことがないかもう一回点検してください。

【特別支援教育推進担当部長】 分かりました。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。ほかに御意見ございませんようでしたら、本件につきましては原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——では、本件につきましては原案のとおり承認をいただきました。

第14号議案

令和4年度東京都指定文化財の指定について

【教育長】 続きまして、第14号議案「令和4年度東京都指定文化財の指定について」の説明を、地域教育支援部長、お願いします。

【地域教育支援部長】 第14号議案、令和4年度東京都指定文化財の指定につきまして説明をさせていただきます。本件は、昨年12月22日の東京都教育委員会におきまして、新たに指定する候補として5件、既に指定しているものに追加して指定する候補1件の合わせて6件につきまして御審議いただき、12月28日に東京都文化財保護審議会に諮問したものです。本年2月15日に、同審議会から答申を頂きました。候補とした6件につきましては、いずれも東京都指定文化財に指定すべきとの答申を頂きましたので、本日はこれに基づきまして指定の決定についてお諮りしたく存じます。

資料の2ページを御覧ください。新たに指定するものは、東京都指定有形文化財（建造物）市政会館及び日比谷公会堂、東京都指定有形文化財（建造物）内藤家住宅、東京都指定有形文化財（絵画）紙本木版着色融通念仏縁起、東京都指定無形民俗文化財（民俗技術）南多摩のメカイ製作技術、東京都指定天然記念物（植物）迷子椎の5件です。既に指定しているものに追加して指定するものは、東京都指定名勝、題経寺邃溪園の1件です。それぞれにつきまして、文化財保護審議会における指定理由の概要を説明いたします。

まず、新たに指定するものといたしまして、千代田区に所在する市政会館及び日比谷公会堂です。指定の理由ですが、本件は市政会館と日比谷公会堂という異なる機能と空間を一体的な立面により実現させた、極めて完成度の高い建造物であること、また戦前から様々なイベントがあった場所として知られ、変化する年の記憶と景観を継承し続ける東京ならではの地域的特色が顕著な建物であることが認められました。

続きまして、府中市に所在する内藤家住宅。主屋、書院等の6棟です。6ページの

指定理由です。旧甲州街道府中宿周辺の往事の様子を伝える唯一現存する建物で、江戸時代後期以降に村の主導的役割を果たした江戸近郊農家の有り様を示す建物として、歴史的にも貴重であることが評価されました。

続きまして、港区西麻布の繁成寺に所在する、紙本木版着色融通念仏縁起2巻です。こちらの指定の理由です。本作品は、その技法が希少であり、完成度が極めて高く、絵画史上重要な作品であること、また本作品の元となる京の文化財が、出開帳を契機に江戸に伝わり、それをもとに木版が作られ、東京の寺院に伝えられたことが分かる、江戸東京の文化史において重要な作品であることが評価されました。

続きまして、南多摩のメカイ製作技術です。本件は、人々の生活に欠かせなかった里山を維持するために、伐採した篠竹を再利用して製作するメカイ、こちら六つ目の籠になりますが、こちらについて都民の生活文化の特色を示す民俗技術として貴重だという点が評価されました。

次は三宅島に所在する迷子椎です。指定の理由です。三宅島の歴史を伝え、人々の生活に深く関わり古くから親しまれてきた由緒あるスダジイであること、独特で複雑な樹形を持つ名木であることが評価されました。

次に、既に指定しているものに今回範囲を追加して指定するもの、葛飾区に所在する題経寺邃溪園です。本件は、平成28年3月11日に名勝に指定されており、今回大客殿を含む南側の敷地が追加指定となります。追加指定の理由です。本庭園は大客殿の中から座って眺める座観式の視点によって作庭されており、今回の追加指定により庭園全体を一体的に保護することが適当との答申を頂きました。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見等ありましたらお願ひいたします。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 いずれもとても大切なものだと思いますので、是非しっかりと守っていかねばいけないなと思うのですが、特にこの植物に関して、せっかく指定したのにうまく保護できずに枯れてしまったとかということがよくありますが、今回この指定に当たって何か特別に対策を取るとか、なかなか難しいのかもしれませんが、こういった植物をどのよう

に守っていくのかというのは大きな課題かと思うのですが、そこについてどういう対策等が、もしあられるならば教えていただきたいなと思います。

【所管課】 こちらの天然記念物の迷子椎ですけれども、現在も村の指定の文化財として、定期的に調査をして、保存状況や、成育状況について確認をさせていただいております。今後、都の指定後につきましては、都の方でもサポートをさせていただきながら、必要な支援等に取り組んでいきたいと考えています。

【北村委員】 是非、これだけではなくほかにも幾つかあるかと思しますので、しっかりと都としてもそういうところをサポートしていただきたく、よろしくお願いします。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。ほかに御意見ありませんようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。—— 〈異議なし〉 ——
では、本件につきましては、原案のとおり御承認いただきました。

第15号議案

令和5年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

【教育長】 次に第15号議案「令和5年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について」の説明を、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 資料を御覧ください。既に御案内のとおり、教科書は文部科学省の検定済教科書、文部科学省の著作教科書、そして検定済教科書や著作教科書の発行されていない教科等で市販の図書等を主たる教材として使用いたします、いわゆる附則9条本の3種類があります。都立高校等で来年度使用する検定済と著作の教科書は昨年8月に御採択いただきました。本日は附則9条本の採択をお願いするものです。

次のページを御覧ください。このページには、選定・採択の方法についてまとめています。3にありますように、各学校において、校長を委員長とする教科書選定委員会を設置いたしまして、生徒の実態等を踏まえて最も適切なものを選定いたしました図書を、2にありますように、教育委員会の責任と権限において適正かつ公正に採択していただくものです。

資料を戻らせていただきます。2の選定状況です。(1)都立高校及び中等教育学校の後期課程のうち、105課程で347種類、(2)にお示ししていますように都立特別支援学校の高等部のうち51校で300種類の図書を選定しています。また、全ての都立高校等で、233課程ですが、都教委が作成した教科書「人間と社会」を選定いたしています。

別紙の資料がありまして、学校ごとの選定結果を一覧にして示していますが、全て説明すると時間がないので、幾つか具体的に紹介させていただきます。

最初に新宿高校の例です。新宿高校全日制普通科では、学校設定科目として、フランス語やドイツ語などを設置しています。普通科では、こうした外国語の授業で使用する図書を選定している学校がその他にも多くあります。

次に園芸高校です。実習や資格取得に関する図書を多く選定しています。専門高校では、実習など専門的な教科で使用する図書を多数選定しています。

次に都立特別支援学校高等部の中で、立川学園の視覚障害教育部門で選定した図書です。視覚障害・聴覚障害・肢体不自由教育部門には、普通高校の教育課程に準ずる課程で学習する生徒がいて、そのほか知的障害を併せ有する生徒も在籍しています。その生徒の実態に合わせた図書を選定しています。

次に、永福学園の知的障害教育部門で選定した図書です。この学校では、就業技術科を設置して、生徒の企業への就労に向けて専門的な職業指導を実施しています。調理、飲食店での接客サービスや、清掃作業など、就労に結び付けることができる図書を多く選定しています。例としてお示しさせていただきました。

説明は以上です。よろしく御審議いただき、御採択を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見等ありましたらお願いいたします。

新井委員、お願いいたします。

【新井委員】 文部科学省の検定が完全だともあまり思っていないのですが、特に教科用図書の採択に当たっては、内容が正確中正であるということを担保するのがいよいよ難しくなっているなど、昨今のニュースなどを見て思っています。非常に長い間の御経験があるようなところであっても、まだ外部業者の不十分な校正によってかなりの件数が間違っていることが発見されたりするようなことも起こってきています。そういう中で、これだ

け多くのものに関して、私どもも実際、実物を拝見していないし、拝見したからといってこれで正しいと保証ができるわけでもなく、どのように考えればいいのか、正確であるということに関しての考え方、これは完璧を期するということは、作っている本人も間違ったりするわけなので、私どもでは正確性を担保するというのは実は至難のことだなと思ってはいるのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

【指導部長】 まず、附則9条本に限らずですが、内容が正確であるものを採択するということでして、私どもとしては、今回の附則9条本はまず学校が選定委員会を行い、ここで正確であることや学習の進度に相当している、あるいは保護者の経済的負担の問題とか、総合的な観点で選定したものを、指導部の教員系の職員が1冊1冊確認いたします。既に採択されている実績があるものについては実物は見ませんが、新規に採択をするべき内容については1冊1冊一応確認をしています。ただ、例えば一つ一つの地名であるとか、グラフの数字であるとかということまで、なかなかこちらも把握しきれないものであるのです、私どもとしてもできれば誤り等も含めて確認できるようにはしていますが、まさに100%全て正しいかということについては、文科省とも連携しながら努めていくことになると思っています。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

宮原委員、お願いいたします。

【宮原委員】 選定に関しては十分に御検討されたということで結構です。普通科の高校もそうなのですが、特別支援学校の、科目別に選択された、芸術のところは50ですよ。内容も少し先ほど拝見いたしましたけれども、音楽であったり、歌を歌ったり、器楽であったり、大変いいことだなと思いつつ、学校に独自の芸術系の教科書がないので、補足で選択をせざるを得ないということについては、特に特別支援学校については、今後少し包括的に都教委でも支援を考えていかれたらいいかなと思いました。様々な障害ですとか難しさを感じながらも、芸術に触れる機会というのは非常に重要だと思いますが、それがそれぞれの事情に応じて異なる選択をしなければいけないのではないかと思います。この辺りの支援はしっかりしていただきたいと思いましたので、コメントまでです。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

ほかに御意見ありませんようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしゅう

うございましょうか。一〈異議なし〉一では、本件につきましては原案のとおり御承認いただきました。

報 告

(1) 中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) における音声データの提供について

【教育長】 続きまして、報告事項(1)「中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) における音声データの提供について」の説明を、指導推進担当部長、お願いいたします。

【指導推進担当部長】 私から、スピーキングテストにおける音声データの提供について報告をさせていただきます。

解答音声の提供につきましては、これまで3月以降の実施に向けて日程を調整する旨お伝えをしてきたところですが、詳細が決定いたしましたので報告をさせていただきます。

まず、音声の提供ですけれども、生徒がテストを振り返って、今後の学習に生かしてもらおうということを目的として実施をするものです。また、提供する音声データに関しましては、申請した受験者本人以外の方の個人情報保護するという観点から、記録されています音声データから申請者本人の音声を抽出するという必要に応じた処理を行って提供をいたします。また、3にあります利用の方法についてですが、希望者はウェブで申請ができるように、またその後音声データをダウンロードすることができるようにということで、利便性を高める調整をいたしました。また、今回の提供におきまして、申請者の費用負担は発生しないように調整をしたところです。

申請の期間ですが、都立高校入試における不合格者につきましては、今来週6日から申請を受け付けまして、今月中旬以降に音声データの提供をいたします。その他のESAT-Jの受験者の方々につきましては、5月1日から申請を受け付け、どちらの受験者につきましても申請の締切りは8月31日と設定をしています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 これを申請された方は今後の英語力の向上に活用する、そういう目的で申請されるのだと思うので、その場合にどうやってそれを活用するのかは分からない部分があるかと思いますが、学校の先生等が是非うまくそこをサポートしてあげられるように、こういうものをどのように活用したらいいのかということについて、都教委としても、学校の先生方へのアドバイスをされる必要があるのではないかなと個人的には感じます。

あともう一つは、直接この音声データの提供とは関係ないのですが、やはり以前からお話をしていますように、今回初めてスピーキングテストを行いましたので、しっかりと今検証されている最中かなとは思いますが、まだ入試が終わったばかりで、実際にはまだ続いていますので、なかなかまだ検証に入り切れていないかなとも想像するのですが、しっかりと検証して、来年度の実施に向けて改善すべきところを是非改善していただきたいと思っていますので、それも併せてよろしく願いいたします。

【指導推進担当部長】 まず1点目につきまして、まさにそのとおりだと考えています。一つには、既に1月の時点で、各区市町村教育委員会を通じて、中学校、それから教員・生徒に資料を幾つか、複数提供しています。その内容というのは、それぞれの設問に対しての自治体の生徒たちの解答例から幾つかのものを抽出しまして、このような解答の場合には、この観点であればこういう評価が付きますということをお示しして、更にその問題の解答についてのポイントを示すことで、次の段階に進むにはどのようにすればいいのかというアドバイスと合わせてお示しをしています。ですので、この音声とも併せてもう一度よく振り返ることによって、どのように評価をされたのかについて振り返って、今後の学習に是非生かしていただきたいと思いますと思っています。また、今、先生のお話が、更に先生方のサポートをというお話を承りましたので、それについても行っていきたいと思っています。また、併せて実施の検証についても引き続き実施してまいります。

【教育長】 新井委員、お願いいたします。

【新井委員】 少しAIの観点からですが、多分この音声データから雑音を取り除くという話になりますと、音声を分割して、例えば雑音とか、ほかの方が話しているバックグラウンドの音のようなものをキャンセレーションというのをして、それで本人であろうところを抜き出してくるのですけれども、ただ抜き出してくるとかなりブツブツした感

じになってしまうので、ブツブツした感じだと本人は聞いた時にこんなのではないと思うし、逆に補完技術というものもあります。そこが本人の声で、このようになっているだろうみたいな、それを聞くと、こんなにしゃべれていたのだとなって、この点はどうなんだと思うと、なかなか悩ましく思います。多分キャンセレーションをされたのを聞かれたかなと思うのですが、どのような感じでしたか。

【指導推進担当部長】 個々の解答についての詳細をお話しすることは避けようと思いませんけれども、今回お話をしましたのは、やはり学習に生かしていただきたいという趣旨で、是非本人にお返しをしたいということで、最善の方法をずっとこれまでも検討してきて、今回この形にしたのですが、それを実施していく過程の中で、一方でやはり個人情報保護という観点から、その法令はきっちり踏まえた上でやらなければいけないということも確認をいたしまして、それを踏まえて適切に対応、そのことは十分に認識をした上で処理をして提供しますという方針として検討しているわけで、具体的にどういうレベルでというのは、あまり厳密に加工していい音声を出すということが目的ではないので、今お話しされたようなことは起きないと認識をしていますし、最初にお話ししたような趣旨で臨みますという方針だと考えていただければと思います。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

北村委員。

【北村委員】 さすが新井委員、なるほど思ってお伺いしたんですけれども、僕が先ほど強調したのは、きっと今後の学習に生かすために申請するだろうと思うわけですが、今、このテストに関してはいろいろな方々が関わる中で、場合によっては採点が間違っているのではないかと、そのような趣旨でデータを得ようとする方が出てこなくもないという気がする中で、先ほど御指摘のお話はとても大切だと思います。この音声データというのは、あくまで目的は学習の改善につなげるものであって、採点が合っている、間違っているということではないと思うのですね。というのも、まさにおっしゃられたように、完璧な形で採点者と同じ形でデータを聞くことはできないわけですから、それを聞いて、この採点はおかしいとかおかしくないとは本来は技術的に言えないはずですが、そういう話が出てくるリスクがあるかと思しますので、是非そのところは、この音声データの特徴というものをしっかりと御説明を、既にいただいているのだと思いますけれども、先ほどのようなところを

含めてしっかりと説明していただきたいなど、あらためてここで強調したいなと思いました。

【教育長】 新井委員。

【新井委員】 補足です。これがすごく不思議なのですけれども、人間が聞いたらきちんと聞けるんですけども、機械処理をすると本人の声が小さすぎて、そこに同じようにまんべんなく処理すると、ブツブツのような感じになってしまうということが、AIで音声処理をしているとよくあります。Chat GPTの時代だからそんなことはできるだろうと思うのは大きな間違いで、それをすると逆に補完し過ぎてしまって、本人ではないものになってしまいます。なので、これは本当に不思議だなと思うのですけれども、人間は遠くにあるものでも、見ようと思ったらとてもくっきり見えるのですけれども、最高のiPhoneとかで撮っても小さくてよく分からないということはよくあるではないですか。だから、人間の目とか耳というのは、何かに集中して聞こうとすると、そこだけなぜか取り分けて聞けるという能力があるのですけれども、AIで機械処理をするとデジタルのものの中から、これがこうだろうと思って取り除いていくので、そうするとやはりブツブツした感じには、この個人情報保護に配慮するとならざるを得なくなって、わけの分からない議論になるかなと思って、それは心配な点です。されること自体はもっともな内容なので、こうだろうと思うのですけれども、それを返すという方針が決まっていたので、これで返すということしかないのだと思いますけれども、そのことで逆に誤解をされる方がいるであろうことは予想される範囲なので、そのところは落ち着いて対応することが必要だろうなとは思っています。

【指導推進担当部長】 一応、念のためにですけれども、通常マイクで録音していますので、ざわざわとした音の中から何かを抽出するという、そういうこととは状況が違います。

【新井委員】 それはよく分かっています。

【指導推進担当部長】 一般の方々にもそこは安心していただきたいということを付け加えたいと思いました。

【新井委員】 もちろんそうなんですけれども、それでもおっしゃる方はいらっしゃるだろうなという感じです。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。特にほかに御発言がありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

3月23日（木）午前9時30分

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会ですが、来週3月9日の予定となりますが、現在のところ案件がありません。そこで、今回は3月23日、時間は午前9時半より、教育委員会室にて開催させていただければと存じます。

【教育長】 ただいま説明のありましたとおり、3月9日の教育委員会は案件がないとのことで、開催しないこととし、次回の教育委員会は3月23日の午前9時30分から開催したいと存じますが、よろしゅうございましょうか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、3月9日の教育委員会は開催しないことといたします。今回は3月第4木曜日の3月23日の午前9時30分からとなりますので、お間違いのないようお願いいたします。

日程そのほかに何かございませんでしょうか。

よろしければ、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時42分)